

平成 29 事業年度

事業報告書

日本司法支援センター

【目次】

1	国民の皆様へ	1
2	法人の基本情報	2
(1)	法人の概要	2
①	目的	2
②	業務内容	2
③	沿革	3
④	設立根拠法	3
⑤	主務大臣	3
⑥	組織図	3
(2)	事務所所在地	3
(3)	資本金の状況	3
(4)	役員の状況	4
①	定数	4
②	役員一覧	4
③	理事の業務分担	6
(5)	常勤職員の状況	6
3	財務諸表の要約	7
(1)	要約した財務諸表（法人単位）	7
①	貸借対照表	7
②	損益計算書	7
③	キャッシュ・フロー計算書	8
④	行政サービス実施コスト計算書	8
(2)	要約した財務諸表（一般勘定）	9
①	貸借対照表	9
②	損益計算書	9
③	キャッシュ・フロー計算書	10
④	行政サービス実施コスト計算書	10
(3)	要約した財務諸表（国選弁護士確保業務等勘定）	11
①	貸借対照表	11
②	損益計算書	11
③	キャッシュ・フロー計算書	12
④	行政サービス実施コスト計算書	12
(4)	財務諸表の勘定科目	12

4	財務情報	17
(1)	財務諸表の概況	17
①	経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フロー等の主要な財務データの経年比較・分析	17
ア	法人単位	17
イ	一般勘定	20
ウ	国選弁護士確保業務等勘定	23
②	事業損益、総資産の経年比較・分析（事業等のまとまりごとのセグメント情報）	26
ア	一般勘定	26
イ	国選勘定	27
③	目的積立金の申請、取崩内容	28
④	行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析	28
ア	法人単位	28
イ	一般勘定	29
ウ	国選弁護士確保業務等勘定	29
(2)	重要な施設等の整備等の状況	30
①	当事業年度中に完成した主要施設等	30
②	当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充	30
③	当事業年度中に処分した主要施設等	30
(3)	予算及び決算の概要	31
(4)	経費削減及び効率化に関する目標及びその達成状況	32
①	経費削減及び効率化目標	32
②	経費削減及び効率化目標の達成度合いを測る財務諸表等の科目の経年比較	32
5	事業の説明	33
(1)	財源の内訳	33
①	内訳	33
②	自己収入の明細	34
(2)	財務情報及び業務の実績に基づく説明	34
①	情報提供業務	34
②	民事法律扶助業務	35
③	震災法律援助業務	36
④	国選弁護士等関連業務	36
⑤	司法過疎対策業務	37
⑥	犯罪被害者支援業務	37

⑦ 受託業務	38
6 事業等のまとめりの予算・決算の概況	39

1. 国民の皆様へ

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、総合法律支援を担う組織として平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始した。情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務の主要5業務と受託事業について、第1期中期目標期間においては、世界的な経済不況の下での情報提供業務の増大や法律相談援助、代理援助件数の増大、被疑者国選弁護制度の対象事件の大幅な拡大、裁判員裁判の円滑な実施等に対応してきた。

そして、第2期中期目標期間においては、我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の被災者に対して、平成24年4月1日に施行された「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「震災特例法」という。）に基づき、支援センターの新たな業務とされた「東日本大震災法律援助事業」を実施し、弁護士会、司法書士会等の関係機関等と連携しながら、被災者への法的支援に取り組むなどした。さらに、平成25年12月から、犯罪被害者等が被害者参加人として公判期日に出席した際の旅費等を支給する「被害者参加旅費等支給業務」への対応も開始した。

第3期中期目標期間（平成26年4月1日から平成30年3月31日まで）においては、震災特例法の有効期限が平成30年3月31日まで延長（なお、平成30年3月30日に、平成33年3月31日までの再延長が決定。）されたのを受け、支援センターは、東日本大震災法律援助事業を継続したほか、司法ソーシャルワーク(*)の推進に向け、司法ソーシャルワーク事業計画を策定し、同計画に基づいて、全国の地方事務所において「司法ソーシャルワーク」や「高齢者・障がい者支援」をテーマとした地方協議会や業務説明等を積極的に開催するなど、実施体制の整備、関係機関との連携強化等の取組を進めた。民事法律扶助の援助件数（代理援助・書類作成援助）が平成29年1月に累計で100万件を突破し、また、コールセンターへの問合せ件数も平成30年3月には累計で370万件に達した。

そのほか、平成30年1月24日に施行された認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等に対し、資力にかかわらず法律相談等を実施する特定援助対象者法律相談援助業務や、DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがある方に対し、資力にかかわらず、被害の防止に関して必要な法律相談を実施するDV等被害者法律相談援助業務の実施に向けて、本部及び地方事務所において関係機関と協議等を行い、適切な援助を実施できる態勢を構築し、これらの業務を開始した。加えて、支援センターは、これまでの取組を踏まえ、引き続き、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を目指し、組織体制の整備、業務の改善等をより適切に推進した。

本報告書は、平成29年度の取組について、財務諸表等に即して業務実績を報告するものである。

- * 自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でないなどの理由で自ら法的支援を求めることが困難な高齢者・障がい者に対し、福祉機関等と連携を図り、当該高齢者・障がい者にアウトリーチするなどして、その法的問題を含めて総合的に問題を解決していく取組。

2 法人の基本情報

(1) 法人の概要

① 目的

支援センターは、総合法律支援法（以下「法」といいます。）に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人で、同法が定める総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的としております（法第14条）。

② 業務内容

法等に基づき、主に次のような業務を行っております。

○本来業務（法第30条第1項）

ア 情報提供業務（第1号）

利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報及び相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（第2号、第3号）

- i 経済的にお困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用の立替え等を行う（代理援助及び書類作成援助）業務。
- ii 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等（特定援助対象者）に対し、資力に関わらず法律相談等を実施する特定援助対象者法律相談等援助業務（平成30年1月24日施行）。

ウ 国選弁護等関連業務（第6号）

- i 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。
- ii 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

エ 司法過疎対策業務（第7号）

身近に法律家がない、法的サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士（常勤弁護士）が常駐する「地域事務所」を設置し、法的サービス全般の提供を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（第8号、第5号）

- i 犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の方などが、そのとき最も必要とする支援を受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携して、適切な相談窓口の紹介や取次をし、必要に応じて、犯罪被害者の支援に理解と経験のある弁護士を紹介する業務。
- ii DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがある方に対し、資力に関

ならず、被害の防止に関して必要な法律相談を実施するDV等被害者法律相談援助業務（平成30年1月24日施行）。

カ 被害者参加旅費等支給業務（第9号）

犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の方などが、適切に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人として公判期日（又は公判準備）に出席した際の旅費等を支給し、経済的な側面から犯罪被害者等を支援する業務。

○受託業務（法第30条第2項）

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

○東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）

東日本大震災について災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日時点で住所等を有していた方を対象に、資力の状況にかかわらず、無料で法律相談を行い（震災法律相談援助）、震災に起因する紛争について、裁判外紛争解決手続を含む従来の民事法律扶助制度より広い範囲の法的手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（震災代理援助、震災書類作成援助）業務。

③ 沿革

平成18年 4月10日 支援センター設立

同年10月 2日 支援センター業務開始

④ 設立根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日法律第74号）

⑤ 主務大臣

法務大臣

⑥ 組織図

別紙1のとおり

(2) 事務所所在地

別紙2のとおり

(3) 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	351	—	—	351
資本金合計	351	—	—	351

(4) 役員の状況

① 定数

法第22条に基づき、役員として、理事長1名、監事2名、理事4名を置いています。理事長及び監事は、最高裁判所の意見を聴いて法務大臣が任命します。理事は、理事長が任命し、法務大臣へ届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています。

② 役員一覧

役職	氏名	任期	経歴
理事長	みやざき まこと 宮崎 誠	自 平成26年 4月10日 至 平成30年 4月 9日	昭和44年 弁護士登録（大阪弁護士会） 平成16年 大阪弁護士会会長 平成20年 日本弁護士連合会会長 平成22年 法務省「検察の在り方検討会議」委員 平成25年 内閣官房「法曹養成制度改革顧問会議」顧問 平成26年 日本司法支援センター理事長
理事 (常勤)	まるしま しゅんすけ 丸島 俊介	自 平成29年10月 1日 至 平成30年 4月 9日	昭和53年 弁護士登録（東京弁護士会） 平成20年 日本弁護士連合会事務総長 平成23年 原子力損害賠償支援機構理事 平成24年 法曹養成制度検討会議委員 平成29年 中央教育審議会法科大学院等特別委員会委員 同 年 日本司法支援センター理事
理事 (非常勤)	やまざき まなぶ 山崎 学	自 平成28年 4月10日 至 平成30年 4月 9日	昭和51年 東京地方裁判所判事補任官 平成19年 札幌地方裁判所長 平成23年 千葉地方裁判所長 平成24年 東京高等裁判所部総括判事 平成25年 退官 平成26年 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 平成28年 日本司法支援センター理事

<p>理事 (非常勤)</p>	<p>ぼんどう くみこ 板東 久美子</p>	<p>自 平成29年10月 1日 至 平成30年 4月 9日</p>	<p>昭和52年 文部省入省 平成10年 秋田県副知事 平成25年 文部科学審議官 平成26年 消費者庁長官 平成28年 退官、消費者庁顧問 平成29年 消費者庁参与 同 年 日本司法支援センター理事</p>
<p>理事 (非常勤)</p>	<p>さかもと 坂本かよみ</p>	<p>自 平成26年 4月10日 至 平成30年 4月 9日</p>	<p>昭和49年 東京都職員 平成16年 消費生活専門相談員資格取得 平成22年 法務省「日本司法支援センター評価委員会」委員 平成25年 東京都退職 平成26年 日本司法支援センター理事</p>
<p>監事 (非常勤)</p>	<p>つくま とらお 津熊 寅雄</p>	<p>自 平成27年12月21日 至 平成29年度財務諸 表承認日</p>	<p>昭和56年 東京地方検察庁検事任官 平成20年 宮崎地方検察庁検事正 平成21年 広島高等検察庁次席検事 平成23年 高松地方検察庁検事正 平成24年 退官 同 年 公証人（上野公証役場） 平成27年 日本司法支援センター監事</p>
<p>監事 (非常勤)</p>	<p>やました やすこ 山下 泰子</p>	<p>自 平成24年 9月 3日 至 平成29年度財務諸 表承認日</p>	<p>昭和62年 監査法人トーマツ入社 平成14年 新日本監査法人入社 平成22年 司法書士法人最首総合事務所 平成23年 司法書士登録 平成24年 日本司法支援センター監事 平成25年 司法書士山下泰子事務所</p>

(平成30年3月31日現在)

③ 理事の業務分担

理事名	担 当
丸島理事	総務、業務全般の統括
山崎理事	国選弁護等関連業務、犯罪被害者支援業務
板東理事	民事法律扶助業務、司法ソーシャルワーク業務
坂本理事	情報提供業務、関係機関連携業務、司法ソーシャルワーク業務

(5) 常勤職員の状況

常勤職員（常勤弁護士を含みます。）は、平成 29 年度末現在 929 人（前期比 6 人減少、0.6%減）であり、平均年齢は 39.8 歳（前期末 39.5 歳）となっています。このうち、国等からの出向者は 30 人、平成 30 年 3 月 31 日退職者は 47 人です。

3 財務諸表の要約

(1) 要約した財務諸表（法人単位）

① 貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	8,012	未払金	6,256
未収金	1,451	賞与引当金	169
民事法律扶助立替金	29,535	その他	819
貸倒引当金	△ 21,483	固定負債	
その他	131	資産見返負債	9,179
固定資産		長期リース債務	1,085
有形固定資産	1,074	退職給付引当金	854
無形固定資産	1,316	資産除去債務	217
破産更生債権等	10,756	その他	148
貸倒引当金	△ 10,756	負債合計	18,727
その他	149	純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	351
		資本剰余金	40
		利益剰余金	1,067
		純資産合計	1,458
資産合計	20,185	負債純資産合計	20,185

（注）百万円未満を四捨五入している関係上、合計等の金額について、内訳の計と一致しない場合があります（以下同様）。

② 損益計算書

（単位：百万円）

	金額
経常費用 (A)	33,117
業務費	
契約弁護士報酬	15,867
人件費	6,304
貸倒引当金繰入額	4,402
貸倒損失	939
その他	525
一般管理費	
人件費	1,674
不動産賃借料	1,514
その他	1,880
財務費用	13
経常収益 (B)	33,640
運営費交付金収益	10,322
政府受託収益	15,326
民事法律扶助事業収益	654
日弁連受託事業収益	1,686
その他自己収益	291
資産見返負債戻入	5,303
財務収益	0
雑益	58
臨時利益 (C)	531
運営費交付金精算収益化額	531
当期総利益 (D=(B+C)-A)	1,054

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	211
民事法律扶助立替金の支出	△ 16,360
契約弁護士報酬の支出	△ 15,873
物品又はサービスの購入による支出	△ 3,867
人件費支出	△ 7,863
その他業務支出	△ 22
運営費交付金収入	15,396
政府受託収入	15,139
民事法律扶助立替金の償還等による収入	11,731
その他業務収入	1,930
投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 332
財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 173
資金に係る換算差額 (D)	△ 0
資金減少額(E=A+B+C+D)	△ 294
資金期首残高 (F)	8,006
資金期末残高(G=F+E)	7,712

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
業務費用	15,103
損益計算書上の費用	33,117
(控除) 自己収入等	△ 18,014
(その他の行政サービス実施コスト)	
引当外賞与見積額	17
引当外退職給付増加見積額	△ 13
機会費用	0
行政サービス実施コスト	15,107

(2) 要約した財務諸表（一般勘定）

① 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	5,566	未払金	3,879
未収金	546	その他	630
民事法律扶助立替金	29,535	固定負債	
貸倒引当金	△ 21,483	資産見返負債	9,179
その他	97	長期リース債務	860
固定資産		資産除去債務	199
有形固定資産	897	その他	148
無形固定資産	1,058	負債合計	14,896
破産更生債権等	10,756	純資産の部	
貸倒引当金	△ 10,756	資本金	
その他	149	政府出資金	351
		資本剰余金	40
		利益剰余金	1,078
		純資産合計	1,469
資産合計	16,364	負債純資産合計	16,364

② 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	17,777
業務費	
契約弁護士報酬	3,531
人件費	4,471
貸倒引当金繰入額	4,402
貸倒損失	939
その他	468
一般管理費	
人件費	1,153
不動産賃借料	1,096
その他	1,403
財務費用	10
国選弁護士確保業務等勘定への繰入	304
経常収益 (B)	18,301
運営費交付金収益	10,322
民事法律扶助事業収益	654
日弁連受託事業収益	1,686
その他自己収益	291
資産見返負債戻入	5,303
財務収益	0
雑益	45
臨時利益 (C)	531
運営費交付金精算収益化額	531
当期総利益 (D=(B+C)-A)	1,056

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	310
民事法律扶助立替金の支出	△ 16,360
契約弁護士報酬の支出	△ 3,540
物品又はサービスの購入による支出	△ 2,989
人件費支出	△ 5,536
国選弁護士確保業務等勘定への繰入	△ 304
その他業務支出	△ 17
運営費交付金収入	15,396
民事法律扶助立替金の償還等による収入	11,731
その他業務収入	1,928
投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 253
財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 132
資金に係る換算差額 (D)	△ 0
資金減少額(E=A+B+C+D)	△ 75
資金期首残高 (F)	5,341
資金期末残高(G=F+E)	5,266

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
業務費用	14,797
損益計算書上の費用	17,473
(控除) 自己収入等	△ 2,676
(その他の行政サービス実施コスト)	
引当外賞与見積額	17
引当外退職給付増加見積額	△ 19
機会費用	0
行政サービス実施コスト	14,796

(3) 要約した財務諸表 (国選弁護士確保業務等勘定)

① 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	2,446	未払金	2,377
未収金	905	賞与引当金	169
その他	34	その他	189
固定資産		固定負債	
有形固定資産	177	退職給付引当金	854
無形固定資産	258	資産除去債務	19
		その他	224
		負債合計	3,831
		純資産の部	
		繰越欠損金	10
		純資産合計	△ 10
資産合計	3,821	負債純資産合計	3,821

② 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	15,644
業務費	
契約弁護士報酬	12,336
人件費	1,833
その他	57
一般管理費	
人件費	521
不動産賃借料	418
その他	477
財務費用	3
経常収益 (B)	15,642
政府受託収益	15,326
雑益	13
一般勘定からの受入	304
当期総損失 (C=B-A)	2

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	△ 99
契約弁護士報酬の支出	△ 12, 333
物品又はサービスの購入による支出	△ 879
人件費支出	△ 2, 327
その他業務支出	△ 4
政府受託収入	15, 139
一般勘定からの受入	304
その他業務収入	1
投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 79
財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 41
資金減少額(D=A+B+C)	△ 219
資金期首残高 (E)	2, 666
資金期末残高(F=D+E)	2, 446

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
業務費用	306
損益計算書上の費用 (控除) 自己収入等	15, 644 △ 15, 338
(その他の行政サービス実施コスト)	
引当外退職給付増加見積額	6
行政サービス実施コスト	311

(4) 財務諸表の勘定科目

【貸借対照表】

- 現金及び預金 : 現金、預金
- 未収金 : 国からの国選弁護士確保業務等委託費、依頼者からの常勤
弁護士受任事件報酬等の未収金
- 民事法律扶助立替金 : 民事法律扶助業務の代理援助及び書類作成援助における、
弁護士・司法書士等への報酬金・実費等立替金の、被援助
者からの未回収残高
- その他 (流動資産) : 郵券・収入印紙等の貯蔵品、事務所賃料・警備料等の前払
費用等

- 貸倒引当金 : 民事法律扶助立替金、未収金及び破産更生債権等の貸倒に対する引当金
- 有形固定資産 : 支援センターが長期にわたって使用又は利用する建物、車両及び工具器具備品
- 無形固定資産 : 民事法律扶助業務システムや財務会計システム等のソフトウェア等で、具体的な形態を持たない固定資産
- 破産更生債権等 : 民事法律扶助立替金及び常勤弁護士受任事件の未収金のうち、回収可能性の低い債権
- その他（固定資産） : 有形・無形固定資産以外の長期資産で、敷金・保証金が該当
- 運営費交付金債務 : 支援センターの業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する残高
- 未払金 : 民事法律扶助立替金、国選弁護士報酬、固定資産購入や役務提供等の取引による債務の未払金
- 賞与引当金 : 当期に負担すべき賞与のうち、運営費交付金による財源措置がなされない部分について、支給見込額に基づいて計上する引当金
- その他（流動負債） : 水道光熱費等の未払費用、常勤弁護士受任事件の前受金、民事法律扶助事件に関する預り金、所得税等の預り金、リース債務等
- 資産見返負債 : 民事法律扶助立替金の純額並びに運営費交付金及び受贈を財源として取得された償却資産の見合いとして計上される負債
- 退職給付引当金 : 運営費交付金により財源が手当されない退職金に係る引当金
- 資産除去債務 : 有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるもの
- その他（固定負債） : 長期リース債務及び長期預り金等
- 政府出資金 : 国からの出資金であり、支援センターの財産的基礎を構成
- 資本剰余金 : 設立時に、財団法人法律扶助協会からの承継財産として取得した資産に対応するものであり、支援センターの財産的基礎を構成
- 利益剰余金 : 支援センターの業務に関連して発生した剰余金累計額

【損益計算書】

- 契約弁護士報酬 : 国選弁護士確保業務及び日弁連受託業務等において契約弁護士等に支払った報酬並びに民事法律扶助業務の法律相談援助費
- 人件費（業務費） : 支援センターの業務の管理を主に行う職員を除く職員に要する給与、賞与及び法定福利費等の経費
- 貸倒引当金繰入額 : 民事法律扶助立替金、未収金及び破産更生債権等の貸倒に対する引当金への繰入額
- 貸倒損失 : 当期に発生した民事法律扶助立替金及び未収金の貸倒による損失
- その他（業務費） : 情報提供、民事法律扶助等各業務に係る通信運搬費及び消耗品費等の経費
- 人件費（一般管理費） : 支援センターの業務の管理を主に行う職員等に要する給与、賞与及び法定福利費等の経費
- 不動産賃借料 : 地方事務所や借上宿舍等の賃借料
- その他（一般管理費） : 情報提供、民事法律扶助等各業務に直接係らない通信運搬費及び消耗品費等の経費
- 財務費用 : 支払利息
- 運営費交付金収益 : 支援センターの業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、実施済の業務の財源に充てるべく、当期の収益として認識したもの
- 政府受託収益 : 国からの国選弁護士確保業務等委託費のうち、実施済の業務の財源に充てるべく、当期の収益として認識したもの
- 民事法律扶助事業収益 : 常勤弁護士が担当した民事法律扶助事件からの収入
- 日弁連受託事業収益 : 日弁連からの業務委託費のうち、実施済の業務の財源に充てるべく、当期の収益として認識したもの
- その他自己収益 : 常勤弁護士受任事件からの収入である有償受任事業収益及びしよく罪寄附金等による寄附金収益等
- 資産見返負債戻入 : 貸倒引当金繰入相当額及び償却資産の減価償却相当額を、資産見返負債から取り崩したものの
- 財務収益 : 受取利息
- 雑益 : 職員宿舍使用料本人負担分等
- 運営費交付金精算収益化額 : 中期目標の最後の事業年度の期末処理において精算のために収益に振り替えたもの

【キャッシュ・フロー計算書】

- 業務活動による
キャッシュ・フロー : 通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、物品又はサービスの購入による支出並びに人件費支出等
- 民事法律扶助立替金の
支出 : 当期中に支出された民事法律扶助立替金の額
- 契約弁護士報酬の
支出 : 民事法律扶助業務、国選弁護士確保業務及び日弁連受託業務等において契約弁護士等に支出した報酬
- 物品又はサービスの
購入による支出 : 不動産賃借料等、物品又はサービスの購入による支出
- 人件費支出 : 給与、賞与及び法定福利費等、支援センターの役職員への支出
- その他業務支出 : 民事法律扶助事件に係る預り金の減少による支出等
- 運営費交付金収入 : 国から運営費交付金として入金した収入
- 政府受託収入 : 国から国選弁護士確保業務等委託費として入金した収入
- 民事法律扶助立替金の償還等による収入 : 民事法律扶助立替金が被援助者から償還されること等によって得た収入
- その他業務収入 : 司法過疎対策業務及び日弁連受託業務等による収入
- 投資活動による
キャッシュ・フロー : 将来に向けた運営基盤確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、有形固定資産及び無形固定資産の取得・売却等による収入・支出及び定期預金の払戻しと預け入れによる収入・支出
- 財務活動による
キャッシュ・フロー : リース債務の返済による支出
- 資金に係る換算差額 : 外貨建て取引を円換算した場合の差額

【行政サービス実施コスト計算書】

- 業務費用 : 支援センターが実施する行政サービスのコストのうち、損益計算書に計上される費用から自己収入等の収益を差し引いたもの
- その他の行政サービス実施コスト : 損益計算書に計上されないが、行政サービスの実施に費やされたと認められるコスト
- 引当外賞与見積額 : 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな賞与に対する引当金の見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合には計上したであろう見積額を、貸借対照表に注記している）

- 引当外退職給付増加見積額 : 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな退職金に対する引当金の増加見積額 (損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合には計上したであろう見積額を、貸借対照表に注記している)
- 機会費用 : 国からの政府出資金に国債利率を乗じた見積額

4 財務情報

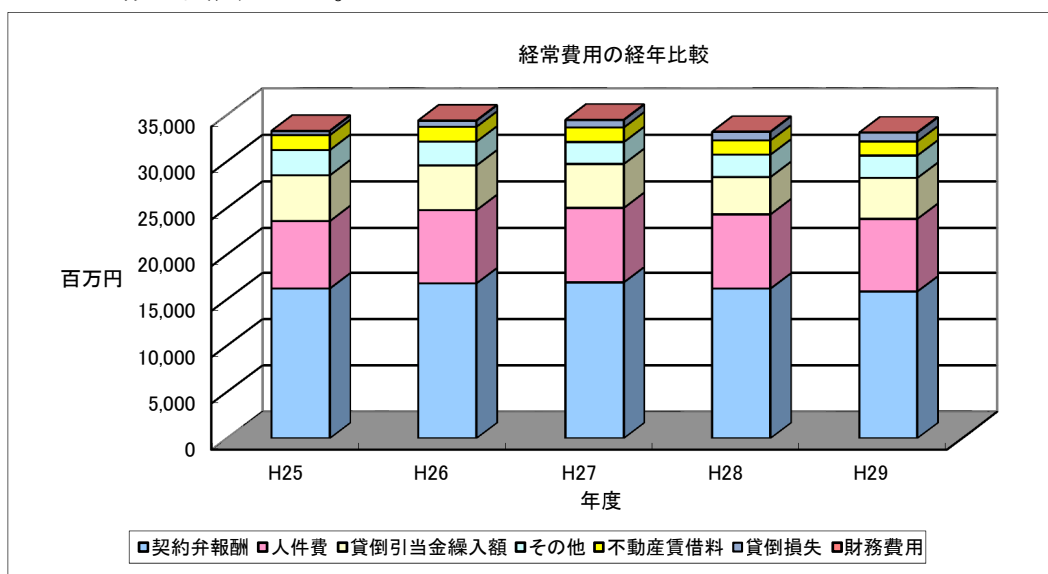
(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フロー等の主要な財務データの経年比較・分析（法人単位・区分経理によるセグメント情報）

ア 法人単位

【経常費用】

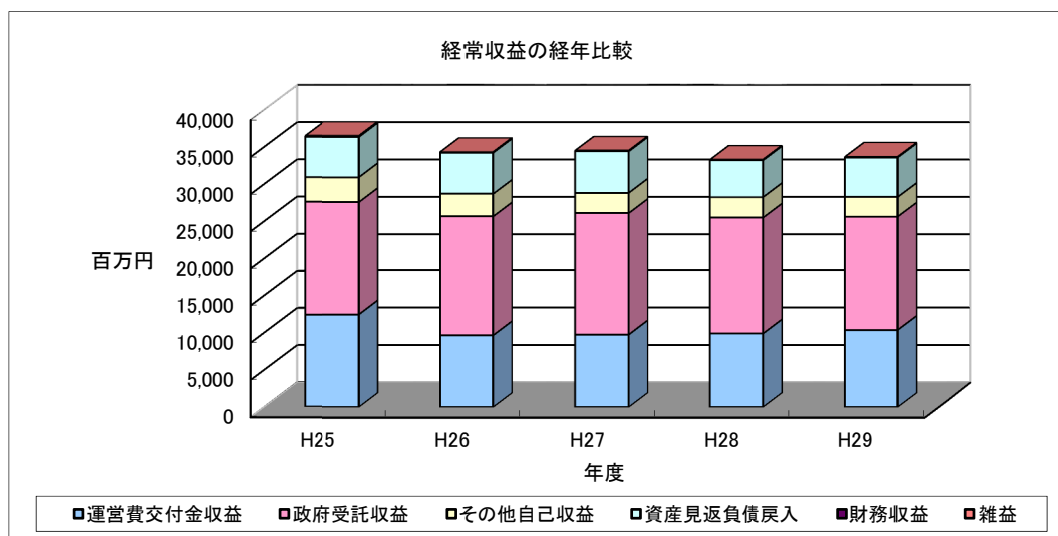
平成 29 年度の経常費用は 33,117 百万円であり、前年度比 85 百万円減少（0.3%減）した。これは、貸倒引当金繰入額 392 百万円増（9.8%増）等が増加要因である一方、契約弁護士報酬 318 百万円減（2.0%減）、人件費 169 百万円減（2.1%減）が主な減少要因である。



(注) 第 3 期中の中期計画は、平成 26 年度を始期とし、平成 29 年度を終期とします（以下同様）。

【経常収益】

平成 29 年度の経常収益は 33,640 百万円であり、前年度比 386 百万円増加（1.2%増）した。これは、政府受託収益 347 百万円減（2.2%減）等が減少要因である一方、運営費交付金収益 493 百万円増（5.0%増）が主な増加要因である。

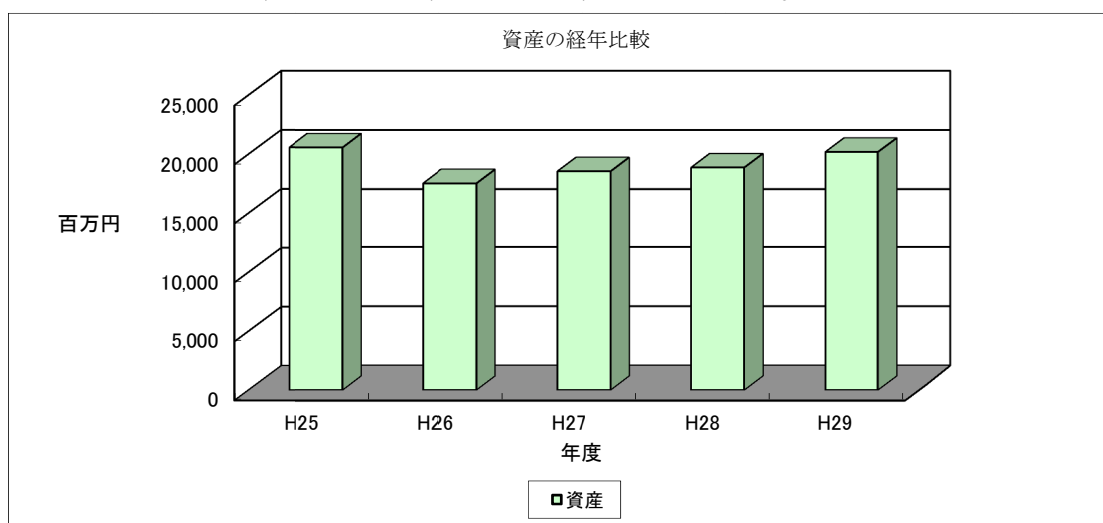


【当期総損益】

当期総損益は、1,054 百万円である。これは主に、平成 29 年度が中期目標期間の最終年度であることから、独立行政法人会計基準第 81 第 4 項に基づき運営費交付金債務の全額を収益に振り替えたことによるものである。

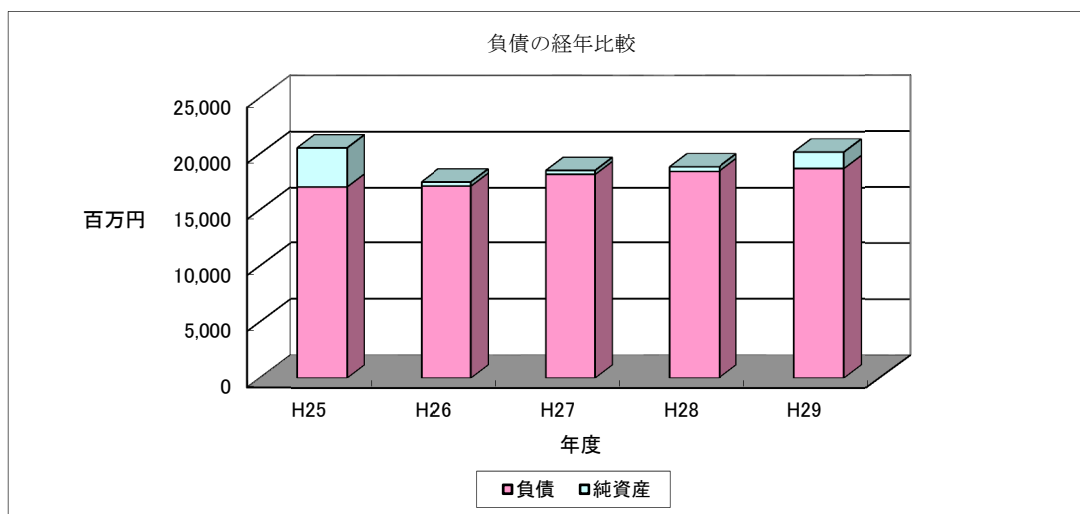
【資産】

平成 29 年度末現在の資産合計は 20,185 百万円であり、前年度末比 1,317 百万円増加（7.0%増）した。これは、ソフトウェア 908 百万円増（534.8%増）、工具器具備品 277 百万円増（119.1%増）が主な増加要因である。



【負債】

平成 29 年度末現在の負債合計は 18,727 百万円であり、前年度末比 263 百万円増加（1.4%増）した。これは、運営費交付金債務 1,080 百万円減（100.0%減）等が減少要因である一方、長期リース債務 973 百万円増（868.1%増）や資産見返負債 319 百万円増（3.6%増）が主な増加要因である。



【業務活動によるキャッシュ・フロー】

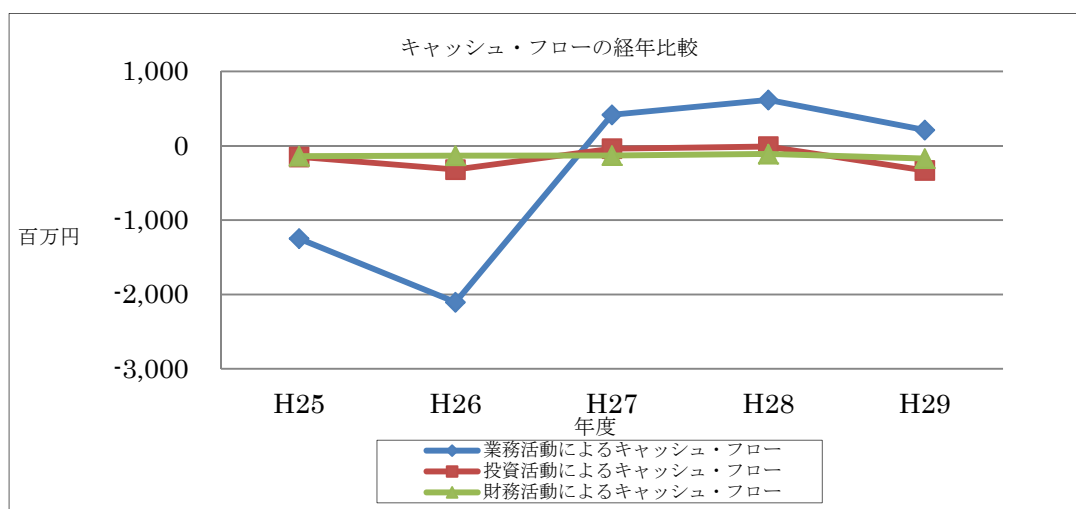
平成 29 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 211 百万円であり、前年度比 405 百万円減少（65.7%減）した。これは、契約弁護士報酬の支出 446 百万円減（2.7%減）等が増加要因である一方、民事法律扶助立替金の支出 1,199 百万円増（7.9%増）が主な減少要因である。

【投資活動によるキャッシュ・フロー】

平成 29 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△332 百万円であり、前年度比 320 百万円減少した。これは、無形固定資産の取得による支出 270 百万円増、有形固定資産の取得による支出 51 百万円増が主な減少要因である。

【財務活動によるキャッシュ・フロー】

平成 29 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△173 百万円であり、前年度比 61 百万円減少（54.9%減）した。これは、リース債務の返済による支出が増加したことが要因である。



■主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

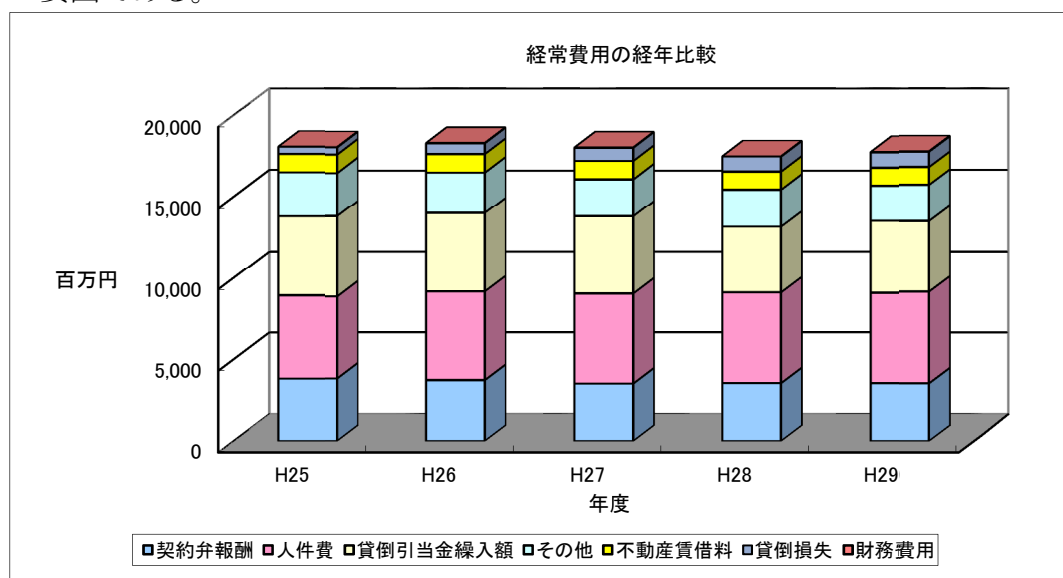
区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
経常費用	33,296	34,408	34,484	33,202	33,117	
経常収益	36,453	34,283	34,470	33,254	33,640	
当期総損益	3,156	△ 20	△ 14	52	1,054	(注)
資産	20,562	17,526	18,551	18,869	20,185	
負債	17,085	17,160	18,200	18,464	18,727	
利益剰余金又は繰越欠損金	3,086	△ 25	△ 39	13	1,067	(注)
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,249	△ 2,105	416	616	211	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 150	△ 320	△ 39	△ 12	△ 332	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 141	△ 134	△ 132	△ 112	△ 173	
資金期末残高	9,829	7,270	7,514	8,006	7,712	

(注) 平成 25 年度・同 29 年度の当期総利益及び利益剰余金が大きくなっているのは、両年度が中期目標期間の最終年度にあたり、運営費交付金債務全額を収益化したことによる。

イ 一般勘定

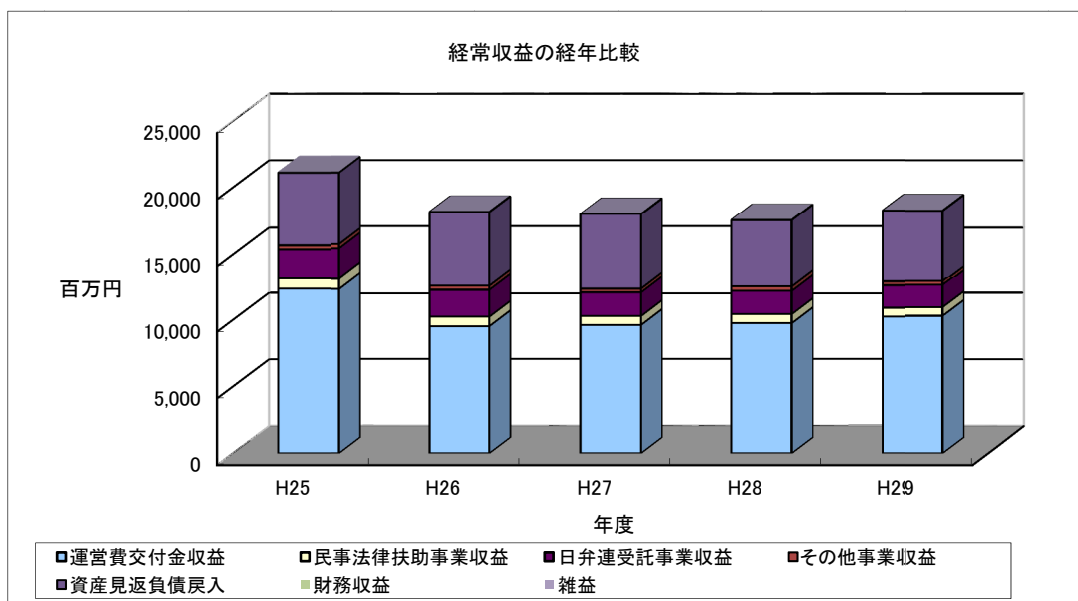
【経常費用】

平成 29 年度の経常費用は 17,777 百万円であり、前年度比 263 百万円増加 (1.5 %増) した。これは、国選弁護人確保業務等勘定への繰入 125 百万円減 (29.2%減) 等が減少要因である一方、貸倒引当金繰入額 392 百万円増 (9.8%増) が主な増加要因である。



【経常収益】

平成 29 年度の経常収益は 18,301 百万円であり、前年度比 735 百万円増加 (4.2 %増) した。これは、運営費交付金収益 493 百万円増 (5.0%増)、資産見返負債戻入 364 百万円増 (7.4%増) が主な増加要因である。

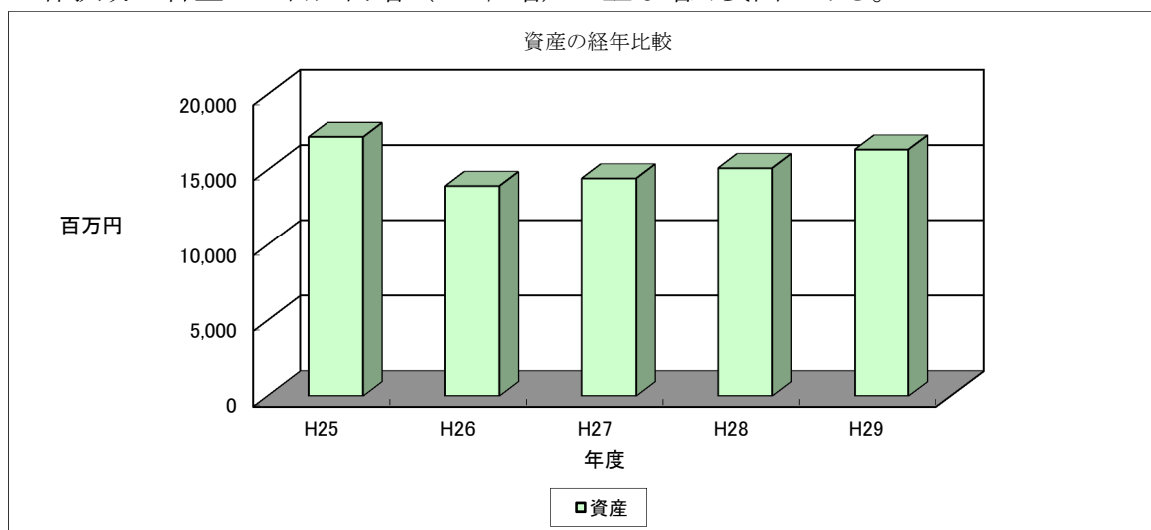


【当期総損益】

当期総損益は、1,056百万円である。これは主に、平成29年度が中期目標期間の最終年度であることから、独立行政法人会計基準第81第4項に基づき運営費交付金債務の全額を収益に振り替えたことによるものである。

【資産】

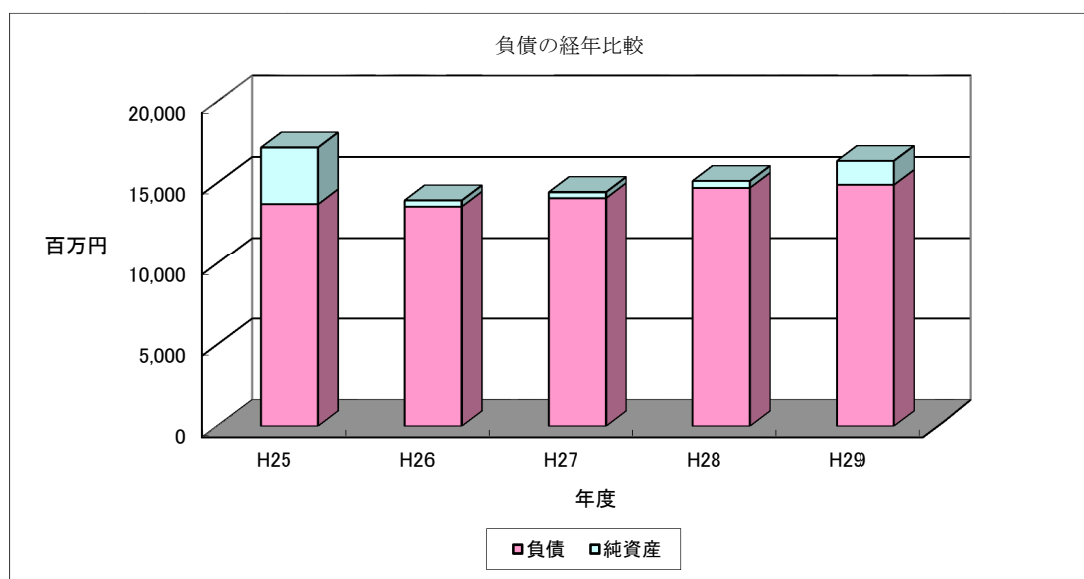
平成29年度末現在の資産合計は16,364百万円であり、前年度末比1,234百万円増加(8.2%増)した。これは、ソフトウェア736百万円増(509.5%増)、民事法律扶助立替金212百万円増(2.6%増)が主な増加要因である。



【負債】

平成29年度末現在の負債合計は14,896百万円であり、前年度末比178百万円増加(1.2%増)した。これは、運営費交付金債務1,080百万円減(100.0%減)等が減少要因である一方、長期リース債務777百万円増(937.7%増)や資産見返負債

319 百万円増（3.6%増）が主な増加要因である。



【業務活動によるキャッシュ・フロー】

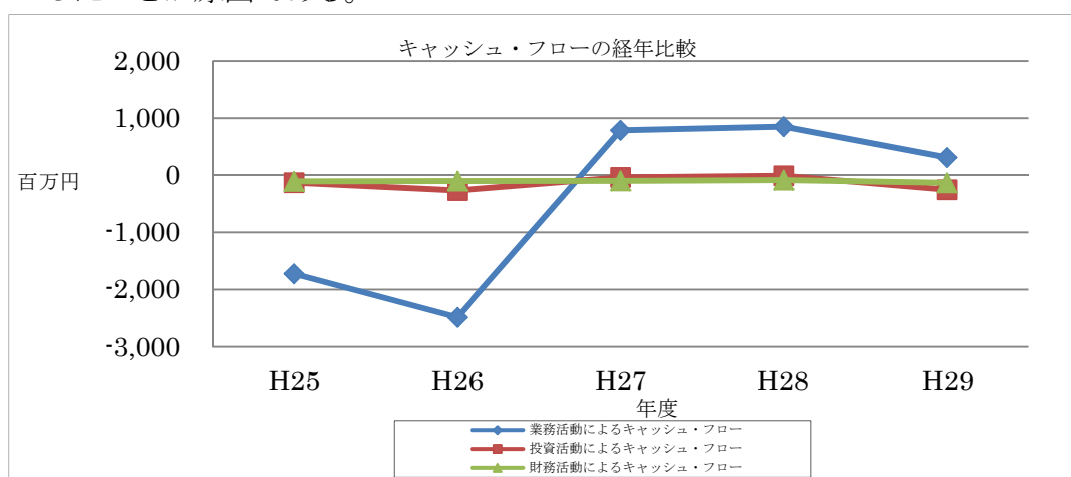
平成 29 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 310 百万円であり、前年度比 544 百万円減少（63.7%減）した。これは、民事法律扶助立替金の償還等による収入 430 百万円増（3.8%増）等が増加要因である一方で、民事法律扶助立替金の支出 1,199 百万円増（7.9%増）が主な減少要因である。

【投資活動によるキャッシュ・フロー】

平成 29 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△253 百万円であり、前年度比 243 百万円減少した。これは、無形固定資産の取得による支出 200 百万円増、有形固定資産の取得による支出 44 百万円増が主な減少要因である。

【財務活動によるキャッシュ・フロー】

平成 29 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△132 百万円であり、前年度比 49 百万円減少（59.1%減）した。これは、リース債務の返済による支出が増加したことが原因である。



■ 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

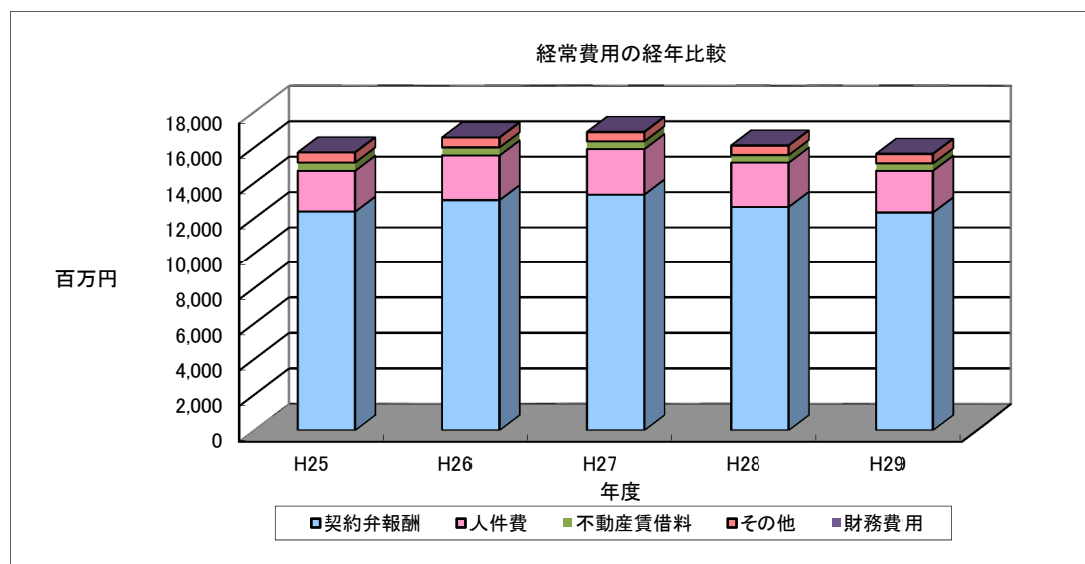
区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
経常費用	18,069	18,322	18,052	17,513	17,777	
経常収益	21,225	18,199	18,039	17,567	18,301	
当期総損益	3,156	△ 18	△ 13	53	1,056	(注)
資産	17,187	13,938	14,448	15,130	16,364	
負債	13,704	13,565	14,088	14,718	14,896	
利益剰余金又は繰越欠損金	3,091	△ 18	△ 32	22	1,078	(注)
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,723	△ 2,488	787	853	310	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 130	△ 266	△ 38	△ 10	△ 253	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 106	△ 100	△ 98	△ 83	△ 132	
資金期末残高	6,783	3,930	4,580	5,341	5,266	

(注) 平成 25 年度・同 29 年度の当期総利益及び利益剰余金が大きくなっているのは、両年度が中期目標期間の最終年度にあたり、運営費交付金債務の全額を収益化したことによる。

ウ 国選弁護士確保業務等勘定

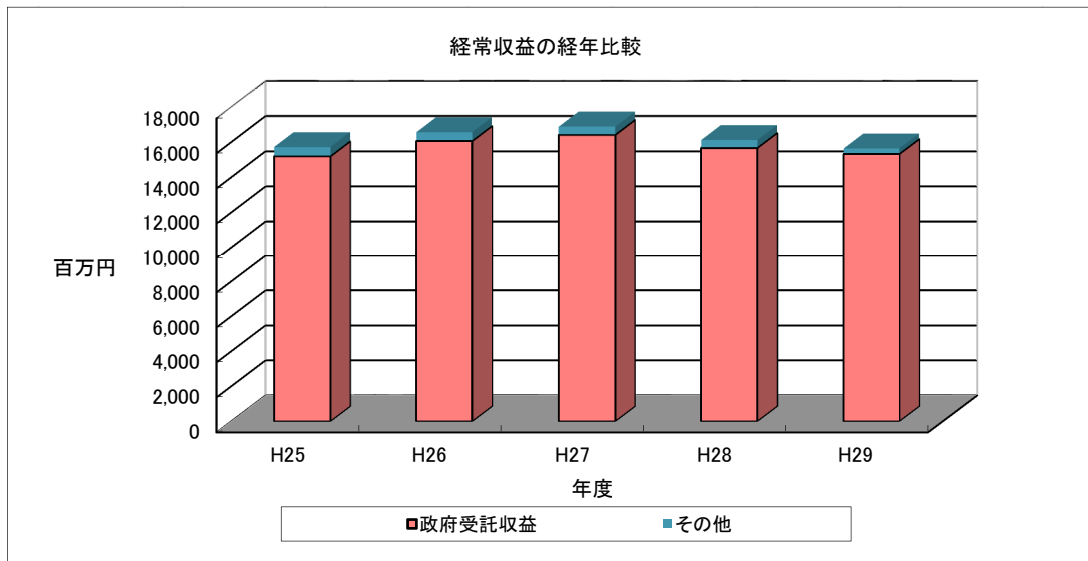
【経常費用】

平成 29 年度の経常費用は 15,644 百万円であり、前年度比 473 百万円減少 (2.9 %減) した。これは、契約弁護士報酬 315 百万円減 (2.5%減) が主な減少要因である。



【経常収益】

平成 29 年度の経常収益は 15,642 百万円であり、前年度比 474 百万円減少 (2.9 %減) した。これは、政府受託収益 347 百万円減 (2.2%減) が主な減少要因である。

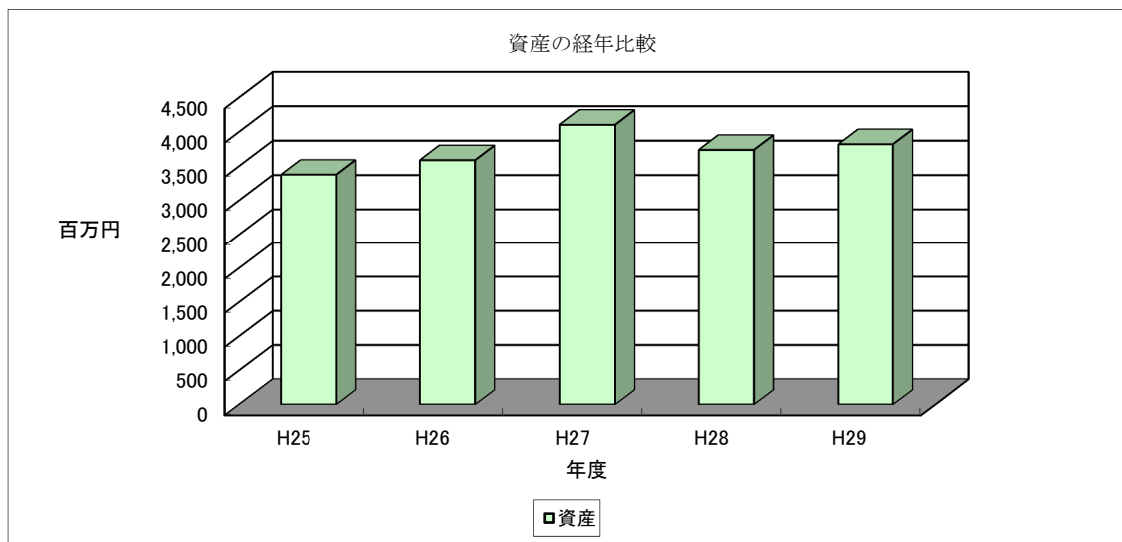


【当期総損益】

当期総損益は、△2百万円であり、ファイナンス・リース取引及び資産除去債務の影響額によるものである。

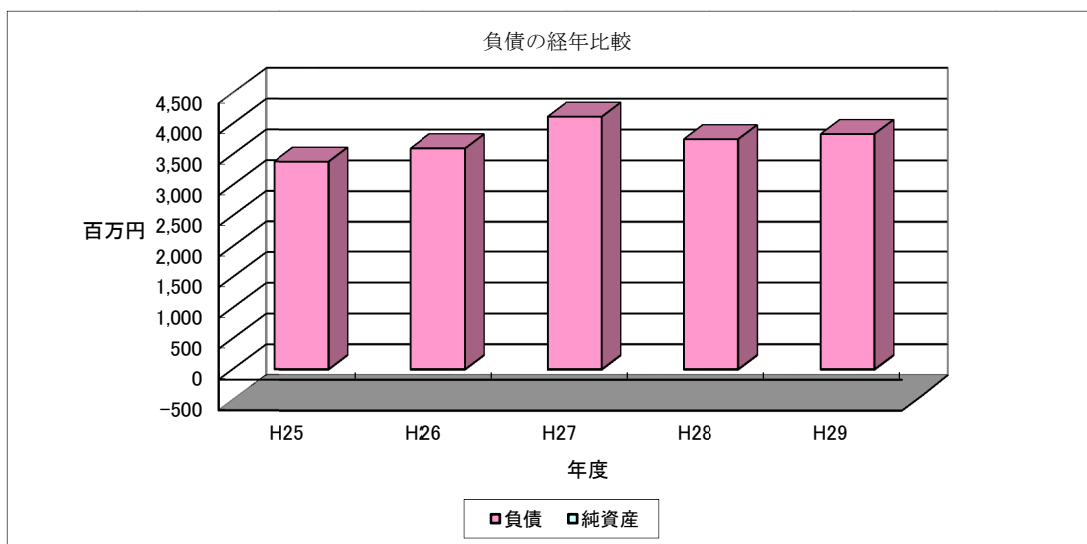
【資産】

平成 29 年度末現在の資産合計は 3,821 百万円であり、前年度末比 83 百万円増加 (2.2%増) した。これは、現金及び預金 219 百万円減 (8.2%減) 等が減少要因である一方、ソフトウェア 171 百万円増 (679.8%増)、工具器具備品 73 百万円増 (139.7%増) が主な増加要因である。



【負債】

平成 29 年度末現在の負債合計は 3,831 百万円であり、前年度末比 85 百万円増加 (2.3%増) した。これは、未払金 171 百万円減 (6.7%減) 等が主な減少要因である一方、長期リース債務 195 百万円増 (669.9%増) が主な増加要因である。



【業務活動によるキャッシュ・フロー】

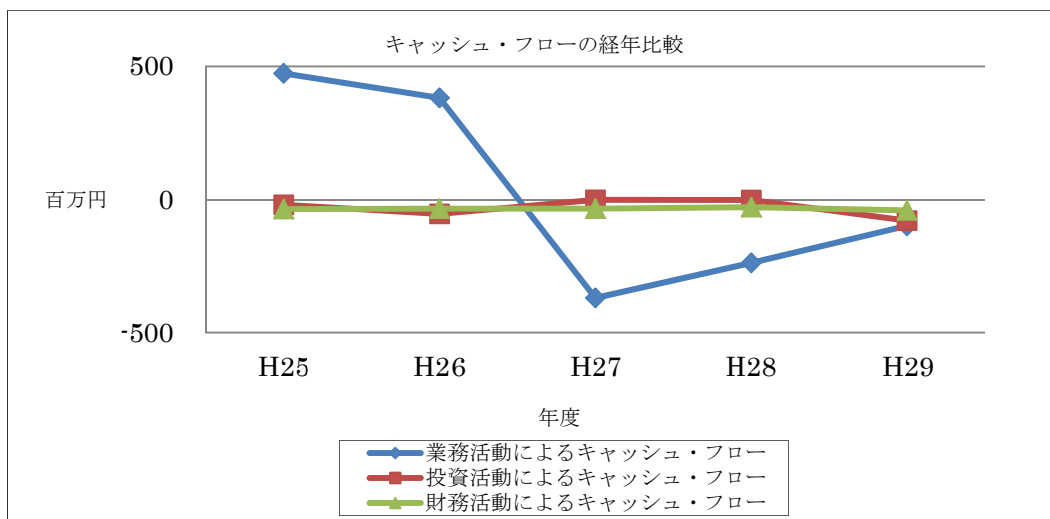
平成 29 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△99 百万円であり、前年度比 139 百万円増加 (58.5%増) した。これは、政府受託収入 276 百万円減 (1.8%減) が減少要因である一方、契約弁護士報酬の支出 467 百万円減 (3.6%減) が主な増加要因である。

【投資活動によるキャッシュ・フロー】

平成 29 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△79 百万円であり、前年度比△78 百万円減少した。これは、無形固定資産の取得による支出 70 百万円増が主な減少要因である。

【財務活動によるキャッシュ・フロー】

平成 29 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△41 百万円であり、前年度比 12 百万円減少 (43.1%減) した。これは、リース債務の返済による支出が増加したことが原因である。



■ 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
経常費用	15,727	16,566	16,880	16,117	15,644
経常収益	15,727	16,564	16,879	16,116	15,642
当期総損益	0	△ 1	△ 1	△ 1	△ 2
資産	3,376	3,588	4,104	3,738	3,821
負債	3,381	3,595	4,111	3,746	3,831
利益剰余金又は繰越欠損金	△ 6	△ 7	△ 8	△ 8	△ 10
業務活動によるキャッシュ・フロー	474	382	△ 370	△ 238	△ 99
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 20	△ 54	△ 1	△ 2	△ 79
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 36	△ 34	△ 34	△ 29	△ 41
資金期末残高	3,046	3,340	2,934	2,666	2,446

② セグメント事業損益・総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）

ア 一般勘定

（区分経理によるセグメント情報）

一般勘定の事業損益は525百万円と前年度比472百万円の増（886.7%増）となっている。これは平成29年度が中期目標期間の最終年度であることから、運営費交付金債務を全額収益に振り替えたことにより、運営費交付金収益が493百万円の増（5.0%増）となったことが主な要因である。

情報提供業務の事業損益は13百万円、民事法律扶助業務の事業損益は183百万円、犯罪被害者支援業務の事業損益は△2百万円、司法過疎対策業務の事業損益は119百万円、受託業務の事業損益は2百万円、法人共通における事業損益は210百万円となっている。

事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

(単位：百万円)

区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
一般勘定	-	-	-	53	525
情報提供業務	-	-	-	8	13
民事法律扶助業務	-	-	-	△ 115	183
犯罪被害者支援業務	-	-	-	△ 3	△ 2
司法過疎対策業務	-	-	-	196	119
受託業務	-	-	-	2	2
法人共通	-	-	-	△ 34	210

(注) 平成28年度より事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示している（以下同様）。

一般勘定の総資産は16,364百万円と前年度比1,234百万円の増（8.2%増）となっている。これはシステム再構築に伴い固定資産が882百万円の増（72.2%増）とな

ったことが主な要因である。

情報提供業務の総資産は73百万円、民事法律扶助業務の総資産は11,482百万円、犯罪被害者支援業務の総資産は34百万円、司法過疎対策業務の総資産は64百万円、受託業務の総資産は757百万円、法人共通における総資産は3,954百万円となっている。

総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）（単位：百万円）

区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
一般勘定	-	-	-	15,130	16,364
情報提供業務	-	-	-	79	73
民事法律扶助業務	-	-	-	11,336	11,482
犯罪被害者支援業務	-	-	-	37	34
司法過疎対策業務	-	-	-	71	64
受託業務	-	-	-	817	757
法人共通	-	-	-	2,791	3,954

イ 国選勘定

（区分経理によるセグメント情報）

国選勘定の事業損益は△2百万円と前年度比1百万円の減（187.6%減）となっており、ファイナンス・リース取引及び資産除去債務の影響額によるものである。

国選弁護等関連業務の事業損益は143百万円、犯罪被害者支援業務の事業損益は1百万円、司法過疎対策業務の事業損益は△3百万円、法人共通における事業損益は△143百万円となっている。

事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）（単位：百万円）

区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
国選勘定	-	-	-	△1	△2
国選弁護等関連業務	-	-	-	63	143
犯罪被害者支援業務	-	-	-	1	1
司法過疎対策業務	-	-	-	△4	△3
法人共通	-	-	-	△60	△143

国選勘定の総資産は3,821百万円と前年度比83百万円の増（2.2%増）となっている。これはシステム再構築に伴い固定資産が304百万円の増（231.3%増）となった一方、現金及び預金が219百万円の減（8.2%減）となったことが主な要因である。

国選弁護等関連業務の総資産は3,145百万円、犯罪被害者支援業務の総資産は31百万円、司法過疎対策業務の総資産は7百万円、法人共通における総資産は638百万円となっている。

総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
国選勘定	-	-	-	3,738	3,821
国選弁護等関連業務	-	-	-	3,342	3,145
犯罪被害者支援業務	-	-	-	36	31
司法過疎対策業務	-	-	-	8	7
法人共通	-	-	-	353	638

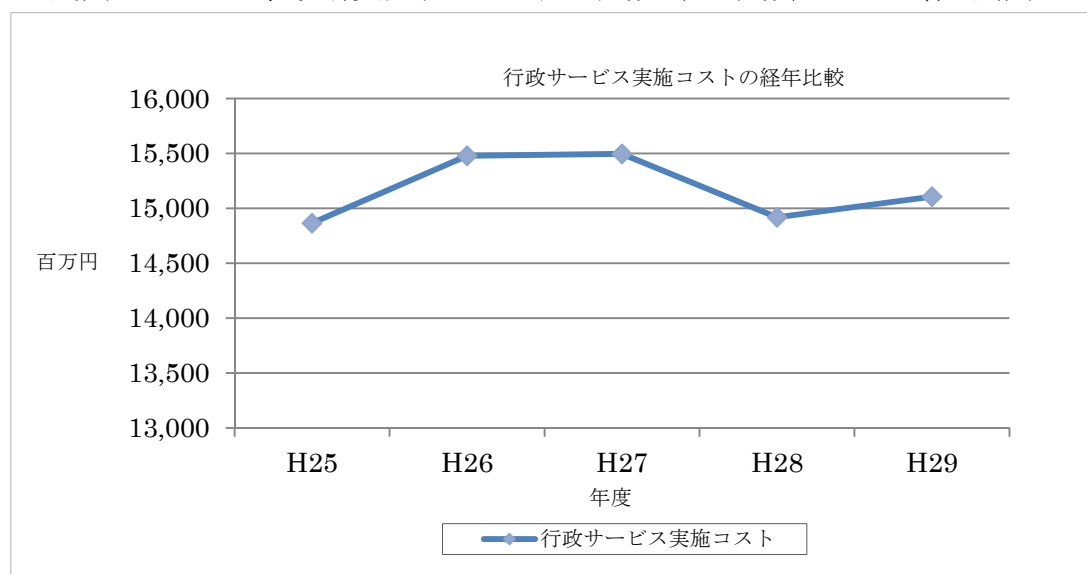
③ 目的積立金の申請、取崩内容

該当なし

④ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析

ア 法人単位

平成 29 年度の行政サービス実施コストは 15,107 百万円であり、前年度比 188 百万円増加（1.3%増）した。これは、一般管理費 94 百万円減（1.8%減）等が減少要因である一方、政府受託収益 347 百万円減（2.2%減）が主な増加要因である。



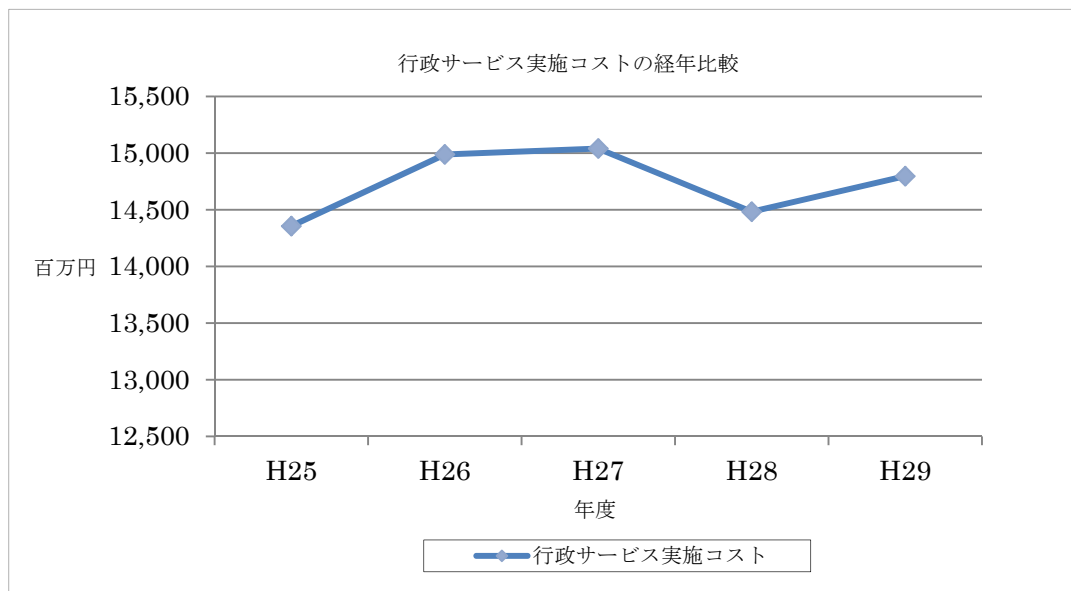
■行政サービス実施コストの経年比較

（単位：百万円）

区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
業務費用	14,629	15,243	15,274	14,717	15,103
うち損益計算書上の費用	33,296	34,408	34,484	33,202	33,117
うち自己収入	△ 18,667	△ 19,164	△ 19,210	△ 18,485	△ 18,014
引当外賞与見積額	49	16	9	5	17
引当外退職給付増加見積額	186	218	212	197	△ 13
機会費用	2	1	0	0	0
行政サービス実施コスト	14,866	15,479	15,496	14,919	15,107

イ 一般勘定

平成 29 年度の行政サービス実施コストは 14,796 百万円であり、前年度比 313 百万円増加 (2.2%増) した。これは、業務費 437 百万円増 (3.3%増) が主な増加要因である。



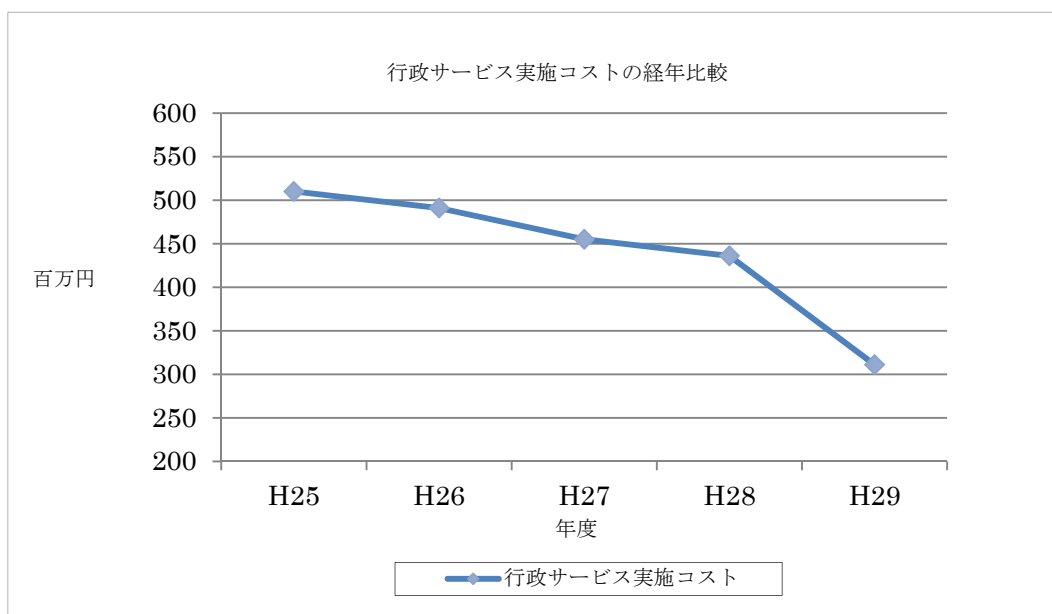
■行政サービス実施コストの経年比較

(単位：百万円)

区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
業務費用	14,130	14,761	14,826	14,287	14,797
うち損益計算書上の費用	17,569	17,842	17,605	17,085	17,473
うち自己収入	△ 3,439	△ 3,080	△ 2,778	△ 2,797	△ 2,676
引当外賞与見積額	49	16	9	5	17
引当外退職給付増加見積額	175	209	205	190	△ 19
機会費用	2	1	0	0	0
行政サービス実施コスト	14,356	14,988	15,040	14,483	14,796

ウ 国選弁護士確保業務等勘定

平成 29 年度の行政サービス実施コストは 311 百万円であり、前年度比 125 百万円減少 (28.6%減) した。これは、政府受託収益 347 百万円減 (2.2%減) 等が増加要因である一方、業務費 438 百万円減 (3.0%減) が主な減少要因である。



■行政サービス実施コストの経年比較 (単位：百万円)

区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
業務費用	499	482	448	429	306
うち損益計算書上の費用	15,727	16,566	16,880	16,117	15,644
うち自己収入	△ 15,228	△ 16,084	△ 16,432	△ 15,688	△ 15,338
引当外退職給付増加見積額	11	9	8	7	6
行政サービス実施コスト	510	491	455	436	311

(2) 重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等
該当なし
- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
該当なし
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等
該当なし

(3) 予算及び決算の概要

(単位：百万円)

区 分	H25年度		H26年度		H27年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収 入						
前年度繰越金	-	3,331	-	456	-	778
運営費交付金	12,836	12,836	15,507	15,507	15,206	15,206
受託収入	18,080	17,446	18,593	18,079	18,476	17,230
補助金等収入	117	79	99	68	67	69
事業収入	11,954	10,663	11,592	10,737	11,116	10,958
事業外収入	2,293	2,345	82	76	306	286
支 出						
一般管理費	6,927	8,083	7,442	8,046	7,848	7,911
事業経費	20,273	17,666	19,838	17,815	18,846	18,337
受託経費（国選弁護人 確保業務等勘定）	15,686	15,200	16,429	16,066	16,110	15,458
受託経費（一般勘定）	2,394	2,246	2,164	2,012	2,366	1,772

区 分	H28年度		H29年度		差額理由
	予算	決算	予算	決算	
収 入					
前年度繰越金	-	819	-	1,220	(注1)
運営費交付金	15,117	15,117	15,396	15,396	
受託収入	18,382	17,411	17,682	17,014	
補助金等収入	51	69	44	46	
事業収入	10,920	11,469	11,180	11,859	
事業外収入	313	300	281	275	
支 出					(注2)
一般管理費	-	-	-	-	
事業経費	-	-	-	-	
受託経費（国選弁護人 確保業務等勘定）	-	-	-	-	
受託経費（一般勘定）	-	-	-	-	
支 出					(注2)
事業経費	32,519	32,319	32,249	32,928	
一般管理費	3,951	3,503	4,003	3,717	
人件費	8,312	7,911	8,331	7,737	

(注1) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分 1,080 百万円から事業外収入に充当することとされた 211 百万円を除いた 869 百万円及び政府出資金 351 百万円である。

(注2) 独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、平成 28 年度より、中期目標等に定められた一定の事業等のまとめりごとの区分に基づく予算を定めるとともに、支出の区分を見直したため、支出について、平成 27 年度までとの経年比較が困難となっている。

(4) 経費削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

① 経費削減及び効率化目標

支援センターにおいては、平成 29 年度における一般管理費（人件費、公租公課及び新規に追加・拡充された事業の執行に伴う一般管理費を除く。以下この項において同じ。）を、前年度比 3%削減する（効率化係数）ことを目標としている。これを踏まえ、平成 29 年度の一般管理費の予算額は、「効率化係数 3%」を織り込んだ 1,822,430 千円（前年度比 35,416 千円の削減）となった。この目標を達成するため、業務運営の効率化、経費削減を推進し、3%の効率加減が反映された前記予算額の範囲内での効率的な予算執行を徹底したところである。

② 経費削減及び効率化目標の達成度合いを測る財務諸表等の科目の経年比較

(単位：百万円)

区 分	前中期目標 期間終了年度		当中期目標期間							
	金額	比率	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度	
			金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費	2,295	100%	1,881	81.96%	1,804	95.91%	1,759	94.68%	1,772	97.23%

(注) 平成 29 年度の一般管理費の予算額は「効率化係数 3%」を織り込んだ 1,822,430 千円であったのに対し、経費の削減などを徹底した結果、同年度執行額は 1,772,021 千円となった（予算額に対する執行率は約 97.23%）。なお、平成 27 年度までは前年度の執行額に対する執行率を「比率」として表示している。

5 事業の説明

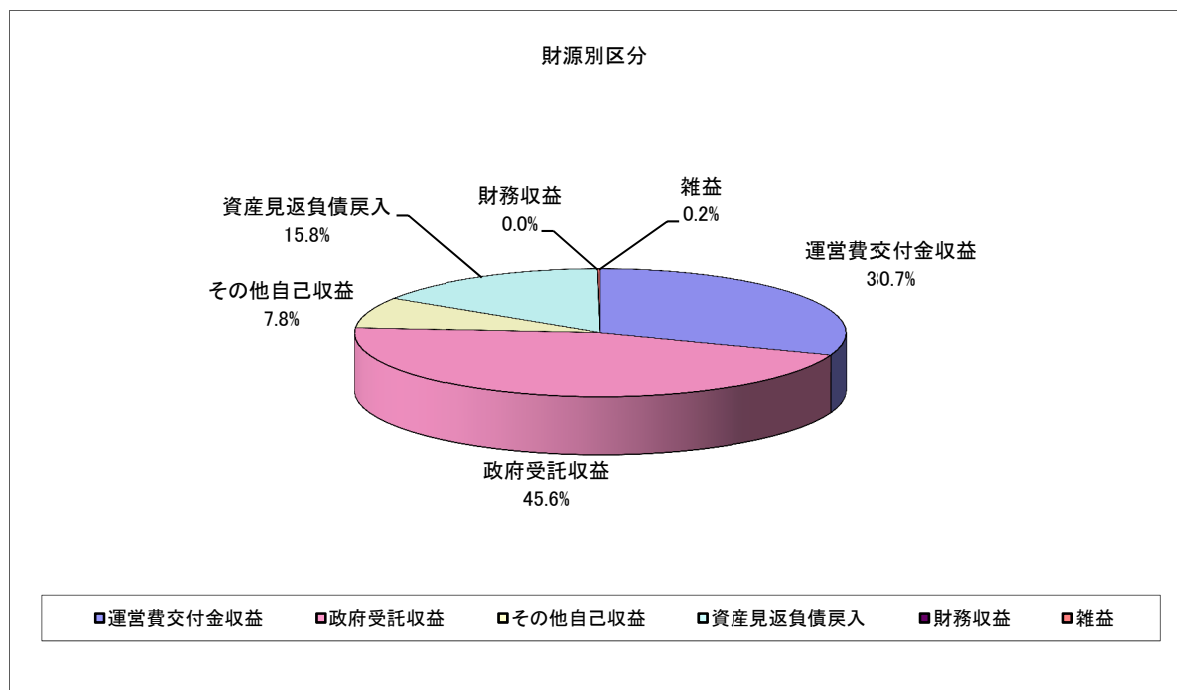
(1) 財源の内訳

① 内訳

平成 29 年度における経常収益は 33,640 百万円であり、その財源別区分及び各業務に対応する収益は、次のとおりである。

■財源別区分

➤ 運営費交付金収益	: 10,322 百万円 (30.7%)
➤ 政府受託収益	: 15,326 百万円 (45.6%)
➤ 寄附金収益	: 46 百万円 (0.1%)
➤ 民事法律扶助事業収益	: 654 百万円 (1.9%)
➤ 有償受任事業収益	: 222 百万円 (0.7%)
➤ 日弁連受託事業収益	: 1,686 百万円 (5.0%)
➤ その他事業収益	: 22 百万円 (0.1%)
➤ 資産見返負債戻入	: 5,303 百万円 (15.8%)
➤ 財務収益	: 0 百万円 (0.0%)
➤ 雑益	: 58 百万円 (0.2%)
合計	: 33,640 百万円 (100.0%)



■事業別区分

➤ 情報提供	926 百万円
運営費交付金収益	887 百万円 (95.8%)
その他事業収益	13 百万円 (1.5%)
資産見返負債戻入	25 百万円 (2.7%)

➤ <u>民事法律扶助</u>	10,386 百万円
運営費交付金収益	4,543 百万円 (43.7%)
民事法律扶助事業収益	654 百万円 (6.3%)
資産見返負債戻入	5,189 百万円 (50.0%)
➤ <u>国選弁護</u>	13,338 百万円
政府受託収益	13,338 百万円 (100.0%)
➤ <u>犯罪被害者支援</u>	409 百万円
運営費交付金収益	263 百万円 (64.4%)
政府受託収益	141 百万円 (34.6%)
その他事業収益	0 百万円 (0.0%)
資産見返負債戻入	4 百万円 (1.1%)
➤ <u>司法過疎対策</u>	2,049 百万円
運営費交付金収益	933 百万円 (45.5%)
政府受託収益	887 百万円 (43.3%)
有償受任事件収益	222 百万円 (10.8%)
資産見返負債戻入	7 百万円 (0.3%)
➤ <u>受託</u>	1,689 百万円
日弁連受託事業収益	1,686 百万円 (99.9%)
その他事業収益	2 百万円 (0.1%)

② 自己収入の明細

民事法律扶助業務及び司法過疎対策業務において、常勤弁護士が法律サービスを提供することにより、民事法律扶助事業収益 654 百万円及び有償受任事業収益 222 百万円の自己収入を得ている。また、一般の方々等からの寄附の受入れにより、寄附金収益 46 百万円の自己収入を得ている。

(2) 財務情報及び業務の実績に基づく説明

① 情報提供業務

利用者からの問合せに応じて、法制度に関する情報及び相談機関・団体（弁護士会、司法書士会及び地方公共団体等）の相談窓口等に関する情報を無料で提供する業務である。

その全国統一窓口であるコールセンター（愛称「法テラス・サポートダイヤル」）の運営については、業務開始当初から平成 22 年度までは外部業者に委託をしてきたが、平成 23 年度からは自主運営を開始した。事業の財源は、運営費交付金収益等である。

■情報提供業務に係る主な支出（コールセンター運営経費）（単位：百万円）

区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	備考
オペレーター等人件費 (a)	317	323	320	290	299	(注)
(b)	(169)	(186)	(195)	(189)	(196)	
事務所賃料 (c)	29	30	33	34	34	

(注) 上段(a)は、コールセンターオペレーターを含むコールセンター所属職員の人件費であり、下段 (b) は、コールセンターオペレーターのみの人件費である。

平成 29 年度におけるコールセンターへの電話による問合せ件数は 305, 130 件、メールによるものは 34, 214 件であり、合計 339, 344 件（前年度比 2.9%減）であった。また、地方事務所への問合せ件数は、196, 135 件（同 4.2%減）であった。

② 民事法律扶助業務

経済的にお困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合には、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用の立替え等を行う（代理援助及び書類作成援助）業務である。

また、平成 30 年 1 月 24 日から、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等（特定援助対象者）に対し、資力に関わらず法律相談を実施する特定援助対象者法律相談等の援助業務を行っている。

事業の財源は、費用立替制度を利用された方々からの償還金、民事法律扶助事業収益¹、資産見返運営費交付金戻入²及び運営費交付金収益等となっている。

- 1 常勤弁護士が担当した民事法律扶助事件の対価（着手金、実費及び報酬金）として、その年度中に確定した額
- 2 民事法律扶助立替金に係る貸倒引当金を計上するために、貸倒引当金繰入額に対応して計上される損益計算上の収益。この計上のために改めて運営費交付金が投入されるものではない。

■民事法律扶助業務に係る主な収入と支出（単位：百万円）

区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
民事法律扶助事業収益	765	707	665	678	654
法律相談援助費	1, 718	1, 831	1, 872	1, 931	1, 959
貸倒引当金繰入額	4, 917	4, 800	4, 724	4, 011	4, 402

■民事法律扶助立替金（破産更生債権等を含む）残高の推移（単位：百万円）

区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
民事法律扶助立替金	37, 616	38, 168	38, 966	39, 485	40, 043

平成 29 年度の法律相談援助実施件数は 302, 410 件（前年度比 1.4%増）、代理援助開始決定件数は 114, 770 件（同 5.7%増）、書類作成援助開始決定件数は 4, 278 件（同 10.3%増）であった。

③ 震災法律援助業務

平成 24 年 4 月 1 日に東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律が施行されたことに伴い、翌 2 日より、全国の地方事務所にて、東日本大震災法律援助事業を開始した。

この事業は、震災発生時に災害救助法適用市町村（東京都を除く）に住所又は営業所等があった方を対象に、資力にかかわらず、震災に起因する紛争について対象手続を ADR にも拡げて援助を行うものである。

平成 29 年度における震災法律相談援助実施件数は 53,433 件（前年度比 0.8%増）、震災代理援助開始決定件数は 219 件（同 53.5%減）、震災書類作成援助開始決定件数は 29 件（同 6.5%減）であった。

平成 24 年 4 月 1 日より施行となった震災特例法による立替金は、当期首における残高が 200,145,378 円であったところ、当期中に新たに 23,113,495 円が発生し、20,856,079 円が被援助者より償還され、また 2,024,440 円が償還免除となった結果、当期末における残高は 200,378,354 円となっている。前述の民事法律扶助業務の実績には、この震災法律援助業務の実績を含めて表示している。

④ 国選弁護等関連業務

国からの委託を受け、i 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知並びに国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務、ii 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等並びに被害者参加人に対する旅費等の支給を行う業務である。

平成 29 年度は被疑者国選 63,839 件（前年度比 4.1%減）、被告人国選 53,655 件（同 4.8%減）、国選付添 3,417 件（同 0.3%減）の受理件数があった。

被害者参加人のための国選弁護制度における被害者参加弁護士の選定請求件数は、561 件（同 9.8%増）であった。

被害者参加旅費等支給制度における被害者参加旅費等の請求件数は、2,685 件（同 7.8%減）であった。

事業の財源は、政府受託収益等となっている。

■国選弁護等関連業務に係る主な収入と支出

（単位：百万円）

区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
政府受託収益	15,200	16,066	16,415	15,673	15,326
被疑者・被告人国選弁護人 及び国選付添人報酬	12,298	12,928	13,221	12,510	12,205
国選被害者参加弁護士報酬	76	88	106	118	110
被害者参加旅費	9	17	20	22	20

⑤ 司法過疎対策業務

身近に法律家がない、あるいは法的サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士（常勤弁護士）が常駐する「地域事務所」を設置するなどし、法的サービス全般の提供を行う業務である。

平成 29 年度末において、司法過疎対応地域事務所は 35 カ所となっている。

常勤弁護士の限られた労力を、司法過疎地域の利用者のニーズに応じてバランスよく法的サービス提供に用いるため、民事法律扶助事件、国選弁護事件及び有償事件を幅広く取り扱った。

地域事務所における受任事件数 2,494 件の内訳は、民事法律扶助事件 1,269 件、国選弁護・付添事件 501 件、日弁連委託援助事件 84 件及び有償事件 640 件である。

事業の財源は、有償受任事業収益及び運営費交付金収益等となっている。

■司法過疎対策業務に係る主な収入

(単位：百万円)

区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
有償受任事業収益	243	235	209	239	222

平成 29 年度の事業収益は平成 28 年度に比べて減少した。財務諸表にはその成果が直接表れにくい分野であるが、常勤弁護士には、支援センターと関係機関との連携によって高齢者等が抱える問題を総合的に解決するための「司法ソーシャルワーク」における活躍も期待されている。

⑥ 犯罪被害者支援業務

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などに対し、犯罪により被った損害や苦痛の回復・軽減を図り、その被害に関する刑事手続に適切に関与するための支援を行う業務である。

具体的には、法制度に関する情報の提供、犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携による相談窓口の案内・取次、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務、被害者参加旅費等支給制度に関する業務がある。

また、平成 30 年 1 月 24 日から、DV・ストーカー・児童虐待の被害者を対象に、資力に関わらず法律相談を実施するDV等被害者法律相談援助業務を行っている。

コールセンターでは、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル」を設け、犯罪被害者支援の知識・経験を有する担当者が、二次的被害を与えないように被害者等の心情に配慮しながら、情報提供を行っている。犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ件数は 13,461 件（前年度比 12.0%増）であった。

地方事務所における犯罪被害者等の問合せ件数は 12,717 件（同 8.0%減）、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介件数は 1,705 件（同 1.7%増）となった。

平成 30 年 1 月 24 日から開始したDV等被害者法律相談援助業務における相談件数は 141 件であった。

事業の財源は、運営費交付金収益及び政府受託収益等となっている。（政府受託収益を財源とするものについては、④ 国選弁護等関連業務にも説明を記載している。）

⑦ 受託業務

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務であり、平成19年4月1日より公益財団法人中国残留孤児援護基金から「中国残留孤児援護基金委託援助業務」、同年10月1日より日本弁護士連合会から「日本弁護士連合会委託援助業務」を受託している。

【中国残留孤児援護基金委託援助業務】

本邦に永住帰国した中国残留邦人等は、本邦における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続を必要とし、戸籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立等が行われることになるが、このうち、身元判明者に対する弁護士による法的援助業務を受託している。

平成29年度は1件の援助決定と終結を行い、事業費として335,000円を支出した。

事業の財源は、公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託費となっている。

【日本弁護士連合会委託援助業務】

総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない方を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行っている。

平成29年度の援助申込み総受理件数は22,206件（前年度比238件減、1.1%減）である。

事業費は、刑事被疑者弁護援助833百万円、少年保護事件付添援助264百万円、犯罪被害者法律援助163百万円、難民認定法律援助54百万円、外国人法律援助116百万円、子ども法律援助37百万円、精神障害者法律援助等49百万円、高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助60百万円の合計1,576百万円である。

事業の財源は、日本弁護士連合会からの委託費（日弁連受託事業収益）となっている。

6 事業等のまとめごとの予算・決算の概況

(単位:百万円)

区分	情報提供業務				民事法律扶助業務				国選弁護士等関連業務				犯罪被害者支援業務				司法過疎対策業務				受託業務				共通				合計							
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考				
収入																																				
前年度繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	1,220	1,220	(注10)	—	1,220	1,220	(注10)				
運営費交付金	1,002	912	△ 89		9,338	9,819	481		—	—	—		309	265	△ 44	(注4)	848	933	85	(注4)	—	—	—		3,900	3,467	△ 433	(注4)	15,396	15,396	—					
受託収入	—	—	—		—	—	—		13,254	13,338	83		167	141	△ 26	(注5)	1,084	887	△ 197	(注6)	2,204	1,689	△ 515	(注9)	973	960	△ 13		17,682	17,014	△ 667					
補助金等収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		44	46	2		44	46	2					
事業収入	—	13	13	(注1)	10,780	11,624	844		—	—	—		0	0	0		401	222	△ 179	(注7)	—	—	—		—	—	—		11,180	11,859	679					
事業外収入	13	13	—		88	88	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		179	174	△ 5		281	275	△ 5					
計	1,015	939	△ 76		20,206	21,531	1,325		13,254	13,338	83		476	406	△ 70		2,332	2,042	△ 290		2,204	1,689	△ 515		5,096	5,866	770		44,583	45,811	1,228					
支出																																				
事業経費	393	350	△ 42	(注2)	17,481	18,576	1,094		11,894	12,219	325		165	141	△ 25	(注5)	202	46	△ 156	(注8)	2,114	1,596	△ 517	(注9)	—	—	—		32,249	32,928	680					
一般管理費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		4,003	3,717	△ 286		4,003	3,717	△ 286					
人件費	622	590	△ 32		2,725	2,351	△ 374	(注3)	1,361	970	△ 390	(注3)	311	266	△ 45	(注3)	2,130	1,801	△ 329	(注6)	90	90	—		1,093	1,669	576	(注3)	8,331	7,737	△ 595					
計	1,015	940	△ 75		20,206	20,927	721		13,254	13,190	△ 65		476	406	△ 70		2,332	1,847	△ 485		2,204	1,686	△ 517		5,096	5,386	290		44,583	44,382	△ 201					

(注1) 事業収入の予算額と決算額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 事業経費の予算額と決算額の差は、コールセンター運営経費の支出実績が少なかったことによる。

(注3) 人件費の予算額と決算額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注4) 運営費交付金の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注5) 受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、被害者国選・被害者参加旅費支給業務の支出実績が少なかったことなどによる。

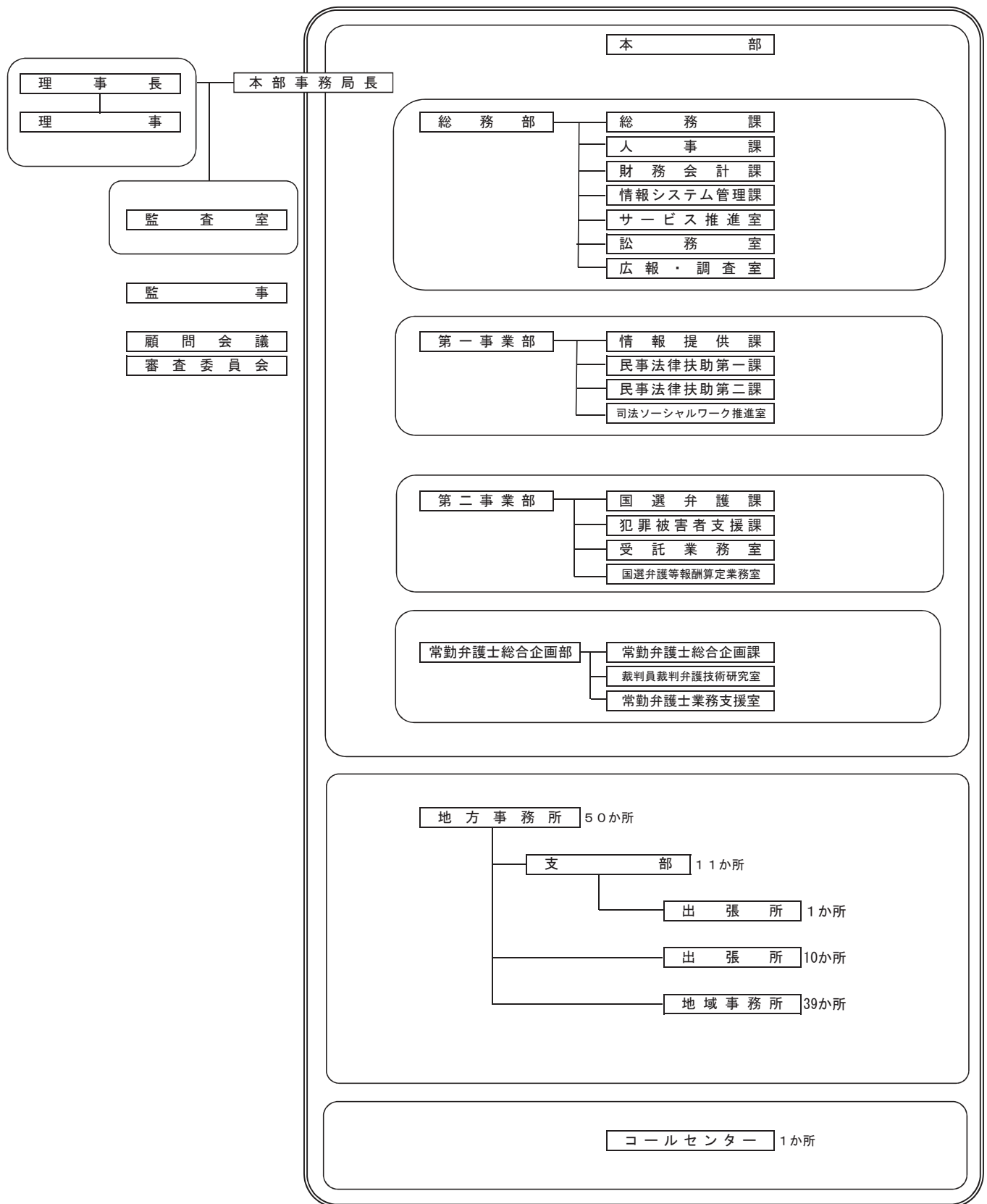
(注6) 受託収入及び人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注7) 事業収入の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注8) 事業経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことによる。

(注9) 受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注10) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1080百万円から事業外収入に充当することとされた211百万円を除いた869百万円及び政府出資金351百万円である。



日本司法支援センター（法テラス）全国事務所所在地等一覧

平成30年3月31日現在

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
本部	164-8721	中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	0503383-5333	03-5334-7090
裁判員裁判弁護士技術研究室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062	03-3353-7057
常勤弁護士業務支援室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062	03-3353-7057
東京地方事務所	160-0023	新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F	0503383-5300	03-6911-0150
霞が関分室	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330	03-3502-6856
上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン日本興亜上野共同ビル6F	0503383-5320	03-3835-2369
池袋出張所	170-0013	豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6F	0503383-5321	03-3590-3334
多摩支部	190-0012	立川市曙町2-8-18 東京建物ファール立川ビル5F	0503383-5327	042-527-3051
多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0503383-5310	042-656-3201
神奈川県地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360	045-662-9356
川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366	044-246-0406
小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370	0465-24-7402
埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375	048-838-7230
川越支部	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377	049-242-5321
熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	0503383-5380	048-522-8260
秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023	0494-25-1962
千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0503383-5381	043-225-9206
松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388	047-366-6575
茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-6 大町ビル3F	0503383-5390	029-231-1731
下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	0503383-5393	0296-44-8461
牛久地域事務所	300-1234	牛久市中央5-20-11 牛久駅前ビル4F	0503383-0511	029-873-6946
栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0503383-5395	028-622-0987
群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0503383-5399	027-232-9727
静岡地方事務所	420-0031	静岡市葵区呉服町2-1-1 札の辻ビル5F	0503383-5400	054-251-3677
沼津支部	410-0833	沼津市三圓町1-11	0503383-5405	055-931-0320
浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410	053-451-1722
下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	0503383-0024	0558-27-1167
山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0503383-5411	055-232-7540
長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0503383-5415	026-226-7675
松本地域事務所	390-0873	長野県松本市丸の内8-3 丸の内ビル3F	0503383-5417	0263-36-3351
新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420	025-225-6171
佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F	0503383-5422	0259-52-2675
大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425	06-6367-1156
堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6F	0503383-5430	072-232-8547
京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433	075-231-4355
福知山地域事務所	620-0054	福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	0503383-0519	0773-23-6374
兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0503383-5440	078-362-2698
阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0503383-5445	06-6411-2010
姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業第2ビル	0503383-5448	079-284-2308
奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450	0742-24-3213
南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F	0503383-0025	0747-52-9179
滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454	077-521-9122
和歌山地方事務所	640-8155	和歌山市九番丁15 九番丁MGビル6F	0503383-5457	073-425-9201
愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0503383-5460	052-241-1065
三河支部	444-8515	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F(南棟)	0503383-5465	0564-22-5308
三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル	0503383-5470	059-222-5096
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471	058-262-0902
可児地域事務所	509-0214	可児市広見5-152 サン・ノーブルレヅジ・ヒロミ1F	0503383-0005	0574-61-2940
中津川地域事務所	508-0037	中津川市えびす町7-30 イシックス駅前ビル1F	0503383-0068	0573-66-5551
福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F	0503383-5475	0776-22-0354
石川地方事務所	920-0937	金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内	0503383-5477	076-263-7065
富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480	076-493-9450
魚津地域事務所	937-0067	魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	0503383-0030	0765-22-2594
広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1F	0503383-5485	082-224-0023
山口地方事務所	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0503383-5490	083-932-8141
岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491	086-234-8413
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495	0857-20-2298
倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンク・ピエビル202号室	0503383-5497	0858-26-6019

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0503383-5500	0852-23-7802
浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	0503383-0026	0855-22-1560
西郷地域事務所	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1F	0503383-5326	08512-2-4750
福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501	092-722-3501
北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0503383-5506	093-511-1571
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510	0952-28-7202
長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0503383-5515	095-824-6688
佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402号室	0503383-5516	0956-25-5340
杵岐地域事務所	811-5135	杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	0503383-5517	0920-47-3585
五島地域事務所	853-0018	五島市池田町2-20	0503383-0516	0959-72-5968
対馬地域事務所	817-0013	対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3F	0503383-0517	092-052-5032
平戸地域事務所	859-5121	平戸市岩の上町1507-1 NTT平戸ビル本館2F	0503383-0468	0950-23-8286
雲仙地域事務所	854-0514	雲仙市小浜町北本町14 雲仙市小浜総合支所3F	0503383-5324	0957-74-3185
大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0503383-5520	097-532-6673
熊本地方事務所	860-0844	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	0503383-5522	096-352-6350
高森地域事務所	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F	0503383-0469	0967-62-0861
鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島市金生町4-10 アンバンスクエア鹿児島ビル6F	0503383-5525	099-223-6146
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F	0503383-5527	0994-44-6922
指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町912-7	0503383-0027	0993-24-2657
奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F	0503383-0028	0997-53-5076
徳之島地域事務所	891-7101	大島郡徳之島町亀津553-1 徳之島合同庁舎2F	0503381-3471	0997-82-3261
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0503383-5530	0985-27-2876
延岡地域事務所	882-0043	延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F	0503383-0520	0982-33-0551
沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0503383-5533	098-855-3220
宮古島地域事務所	906-0012	宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎1F	0503383-0201	0980-72-6552
宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0503383-5535	022-263-4558
南三陸出張所	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田56	0503383-0210	0226-47-1071
山元出張所	989-2203	亶理郡山元町浅生原字日向13-1	0503383-0213	0223-33-8037
東松島出張所	981-0503	東松島市矢本字大溜1-1	0503383-0009	0225-84-3024
福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540	024-535-2939
会津若松地域事務所	965-0871	会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	0503383-0521	0242-24-3903
二本松出張所	964-0904	二本松市郭内1-196-1 福島県男女共生センター4F	0503381-3803	0243-62-0251
ふたば出張所	979-0407	双葉郡広野町広洋台1-1-89	0503381-3805	0240-28-0061
山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0503383-5544	023-633-0180
岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546	019-652-5516
宮古地域事務所	027-0076	宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F	0503383-0518	0193-64-3519
大槌出張所	028-1115	上閉伊郡大槌町上町1-3	0503383-1350	0193-41-1536
気仙出張所	022-0003	大船渡市盛町字津野沢9-5	0503383-1402	0192-26-4855
秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0503383-5550	018-825-1211
鹿角地域事務所	018-5201	鹿角市花輪字下花輪50 鹿角市福祉保健センター2F	0503383-1416	0186-30-1320
青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552	017-773-5021
八戸地域事務所	031-0086	八戸市大字八日町36 八戸第一ビル3F	0503383-0466	0178-22-5841
むつ地域事務所	035-0073	むつ市中央1-5-1	0503383-0067	0175-22-3695
鱒ヶ沢地域事務所	038-2761	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9-4 鱒ヶ沢町総合保健福祉センター内	0503383-8369	0173-82-1525
札幌地方事務所	060-0061	札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555	011-219-3818
函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F	0503383-5560	0138-26-3520
江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563	0139-52-5039
八雲地域事務所	049-3106	二世帯八雲町富士見町21-1	0503383-8366	0137-63-4633
旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F	0503383-5566	0166-25-2066
釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567	0154-42-0168
香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570	087-851-3023
徳島地方事務所	770-0834	徳島市元町1-24 アミコビル3F	0503383-5575	088-655-2777
高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577	088-873-3023
須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	0503383-5579	0889-42-2001
安芸地域事務所	784-0003	安芸市久世町9-20 すまいるあき4F	0503383-0029	0887-34-8532
中村地域事務所	787-0014	四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F	0503383-0467	0880-35-5488
愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580	089-932-0213